

「ガーナ国農業民間投資に向けたアグリビジネス能力強化支援業務」

(公示日:2015年3月11日/公示番号:150054)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.14 6 業務の内容<現地派遣期間>(3) ガーナ国内の中小アグリビジネス企業に対し、最低五回のビジネス・マーケティングに関する研修の計画・実施を支援する。	見積作成にあたり、当研修に関する費用計上は必要でしょうか？本見積でしょうか、別見積でしょうか？ 規模として、1回あたり何日程度でしょうか？ 1回あたり参加者何名程度を想定していますか？ 最低5回の開催地について、首都アクラ以外での地方での開催も想定していますか？ さらに、a. 講師謝金 b. 会場借上げ費用、c. プロジェクター/スクリーン等の機材リース、d. 昼食・軽食提供、e. 研修参加者の交通費及び日当宿泊費 f. 参加するカウンターパートの旅費(日当宿泊費)等の、運営にかかる各種費用は、それぞれ見積計上することが想定されているでしょうか？	・研修費用は本見積に計上してください。 ・研修期間は4-5日間、参加者は20-30名程度、開催地はGreater Accra州、及びAshanti州Kumasi周辺を想定していますが、Northern州Tamale周辺の開催も可としますので、プロポーザルでご提案ください。 ・a~d, fに関しては本見積に計上してください(添付の旅費規程参照)。fに関し、カウンターパートの交通費は、地方出張に係る航空賃のみ、計上してください。また、eは支払いませんので見積もりに計上しないでください。 なお、第1年次にアグリビジネス支援課内で協議された内容詳細については、参考資料である第1年次専門家業務完了報告書P.8-9及び添付資料3 Action Plan for Agribusiness Support Division 第2章をご参照ください。
2	P.15 6 業務の内容<現地派遣期間>(4) アグリビジネス企業の展示会・商談会を州レベルで二回、計	見積作成にあたり、当研修に関する費用計上は必要でしょうか？本見積でしょうか、別見積でしょうか？ 州レベルとは国内の別々の2州を想定しているとの理解で間違いはないでしょうか？	・展示会・商談会運営費は本見積もりで計上してください。 ・州レベルの展示会・商談会について、開催地は国内の別々の2州での開催を想定しています。参加者人数・期間に関してはプロポーザルで

	画・開催の支援を行う。	<p>1 回あたり参加者何名程度を想定していますか？</p> <p>規模として、1 回あたり何日程度といった想定がありますか？</p> <p>さらに a. 会場借上げ費用、b. プロジェクター/スクリーン等の機材リース、c. 昼食・軽食提供、d. 参加者の交通費・宿泊費、e. 参加するカウンターパートの旅費(日当宿泊費)等の、運営にかかる各種費用は、それぞれ見積計上することが想定されているでしょうか？</p>	<p>ご提案ください。</p> <p>・a～c, e に関しては本見積に計上してください(添付の旅費規程参照)。e に関し、カウンターパートの交通費は、地方出張に係る航空賃のみ、計上してください。また、d は支払いませんので見積もりに計上しないでください。</p>
3	<p>P.15</p> <p>6 業務の内容<現地派遣期間>(5)</p> <p>アグリビジネス関係者を集めたアグリビジネスラウンドテーブルの開催を支援する。</p>	<p>見積作成にあたり、当研修に関する費用計上は必要でしょうか？本見積でしょうか、別見積でしょうか？</p> <p>アグリビジネスラウンドテーブルは、年間何回程度の開催を想定しているでしょうか？アクラのみでの開催との想定でしょうか？</p> <p>1 回あたり参加者何名程度を想定していますか？</p> <p>規模として、1 回あたり何日程度といった想定がありますか？さらに a.リソースパーソン謝金、b. 会場借上げ費用、c. プロジェクター/スクリーン等の機材リース、d. 昼食・軽食提供、e. 参加者の交通費・宿泊費、f. メディア招聘・広報等にかかる費用等の、運営にかかる各種費用は、それぞれ見積計上することが想定されているでしょうか？</p>	<p>・アグリビジネスラウンドテーブル運営費は本見積に計上してください。</p> <p>・アグリビジネスラウンドテーブルは年間1回、アクラでの開催を想定しております。</p> <p>・参加人数は 10-20 名程度、期間は1-2日程度を想定しています。</p> <p>・a～d, f に関しては本見積に計上してください。また、e は支払いませんので見積もりに計上しないでください。</p> <p>なお、広報に係る経費については、回答 12 も参照してください。</p>
4	公示 3 ページ 3 条件等 (1)	参加要件に「3(1)日本国で施行されている法令	公示に記載のとおりです。

	参加要件	に基づき登記されている法人であること。」とございます点で質問させていただきます。弊社は、日本法人と外国法人である親会社とも JICA の競争参加資格を有しております。実際のオペレーションは日本法人及び親会社に在籍する日本人職員が実施する予定です。つきましては、本要件の可否について再検討頂けますでしょうか。	
5	同上:公示 3 ページ 3 条件等 (1)参加要件	参加要件として「3(1)日本国に施行されている法令に基づき登記されている法人であること」とございますが、JV の代表会社が「日本国に施行されている法令に基づき登記されている法人である」である限りは、JV に参加する別会社が外国法人でも JICA 競争参加資格を有している限り参加資格がございますでしょうか。	共同企業体構成員も同一の参加要件です。
6	業務指示書全体	業務指示書全体をとおして対象は「中小アグリビジネス」という表現が出ている。ガーナには「中小企業」に対する既存の定義がいくつかあるようだが、本件では、ある特定の定義でカテゴライズして対象を設定・指定しているのか。している場合、どの定義を採用しているか。	業務指示書内では「中小アグリビジネス」「中小企業」という表現に関し、特定の定義はしていません。しかし、参考資料である第1年次専門家業務完了報告書添付資料3 Action Plan for Agribusiness Support Division 2.1(2)にあるように、アグリビジネス支援課の主な対象は、”Any types of companies or farmer’s groups engaged in agribusiness and agro-processing activities”と定義されており、特に中小アグリビジネスは、州あるいは郡レベルの事業規模が想定されていることをご留意ください。

7	<p>14 ページ</p> <p>6. 業務の内容＜現地派遣期間＞（3）研修関連費用について</p>	<p>①研修における講師謝金の基準があればご教示いただきたい。</p> <p>②カウンターパートや研修の参加者(受講者)に対する日当・宿泊費・交通費はプロジェクト負担か。その場合、ガーナ事務所における条件、規定を提示いただきたい。</p> <p>③カウンターパート以外のプロジェクトのローカルスタッフに支払う日当宿泊費の基準があれば提示いただきたい。</p> <p>④交通費に関しては、支払う場合の JICA 事務所基準などあれば(燃料代による算出か、公共交通機関による上限かなど)提示いただきたい。</p>	<p>① 講師謝金について、6,000 円/人/日で積算してください。</p> <p>② カウンターパートの日当・宿泊料はカウンターパート機関が負担する方針ですが、予算が確保できない場合を想定し、見積りに含めてください(添付の旅費規程参照)。ただし、カウンターパートの交通費は、車両については、専門家車両の同乗を想定しているため、計上は不要ですが、地方出張に係る航空賃のみ、計上してください。また、研修参加者(受講者)への日当・宿泊・交通費の支給は行いませんので見積もりに含めないでください。</p> <p>③ 食糧農業省により雇用されているカウンターパート以外のローカルスタッフ雇用は想定していないため、計上不要です。</p> <p>④ 専門家およびカウンターパートの地方出張に係る航空賃のみ、本見積りで計上してください。</p>
8	<p>15 ページ</p> <p>6. 業務の内容 ＜現地派遣期間＞(6) ① 農業投資情報プラットフォームのデータベースについて</p>	<p>「アグリビジネス企業のリストが定期的に更新されるよう、、、体制づくりを支援する」とある。アグリビジネス支援課のウェブで企業のリストが見当たらなかったため、参考までに、このリストの形式を教えてください。(エクセル、アクセスなど)</p>	<p>企業のリストはエクセル形式にまとめられていますが、ウェブ公開の際は PDF 化される予定です。</p>

9	19 ページ 4. その他の留意事項 (1) 現地での業務体制	食糧農業省政策計画モニタリング評価局の組織改編が行われており、アグリビジネス支援課に、新たに 18 名配置される予定とある。そこで質問は、①18 名はいつ配置されるか、②アクラの本省の本課の事務所内に 18 名全員が配置されるのか、③18 名の職員の役割は何かー、の 3 点。	①、②18 名はすでに本省に配置済です。 ③役割は流動的です。将来的には 18 名の職員が Business Development Skill をつけ、国内アグリビジネス企業へ出向し、経営マーケティング等の個別アドバイスを行うことを目指しますが、現状は、職員に対するトレーニングは未実施(カリキュラムを策定中)です。
10	19 ページ 4. その他留意事項(2) 在外事業強化費について	車両借上げに要する費用は別途在外事業強化費から支出すると記載されているが、運転手の各種手当および燃料費に関しても同様に在外事業強化費から支出されるのか、もしくは一般業務費に計上する必要があるのか。	在外事業強化費から支出する車両借り上げに要する費用には、燃料費を含みますので、見積の計上は不要です。また、運転手は食糧農業省にて雇用するため、計上不要です。
11	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 6. 業務の内容(3)、(4)	研修及び展示会・商談会がアクラ以外の都市で開催される場合、その準備や開催時の ①カウンターパートの日当宿泊費 ②専門家、カウンターパートが空路移動する場合の航空運賃 の費用は、在外事業強化費で対応、一般業務費見積に含める、別見積とする、のいずれになるか。 カウンターパート以外の参加者への日当宿泊費及び交通費(ガソリン代、公共交通機関等)を支払うのか。支払う場合は、在外事業強化費で対応、一般業務費見積に含める、別見積とする、のいずれになるか。	研修及び展示会・商談会がアクラ以外の都市で開催される場合に発生する①及び②の費用は一般業務費に含めます。カウンターパートの日当・宿泊費(添付の旅費規程参照)、地方出張航空賃に関しては、カウンターパート機関が負担する方針ですが、カウンターパート機関が予算を確保できなかった場合を想定し、本見積もりに計上してください。 また、研修参加者への日当宿泊費及び交通費は支払わないため、見積もりに含めないでください。

12	【第2 業務の目的・内容に関する事項】 6. 業務の内容(9)	「ガーナ国と日本国内の各層に広く発信する」と広報について指示がありますが、どの程度の規模を想定していますか。	広報の規模についてはプロポーザルでご提案ください。広報に係る経費は、見積書に積算せず、80万円を計上してください。
13	【第3 業務実施上の条件】 4. その他留意事項(1)	アグリビジネス支援課に「新たに配置される予定」の18名も本業務のカウンターパートとなる、すなわち能力強化の対象となるのか。	アグリビジネス支援課に「新たに配置される予定」の18名も本業務のカウンターパートとなるため、能力強化の対象となります。
14	【第3 業務実施上の条件】 4. その他留意事項(2)	「執務スペース整備に要する費用は別途在外事業強化費から支出するため、一般業務費に積算しないこと」となっているが、「執務スペース整備」とは具体的にはどの範囲(機材の種類や台数など)をさすのか。本業務の実施に必要なその他の資機材、例えば研修・展示会用の資機材も在外事業強化費から支出されるのか。あるいは、それらは一般業務費に積算すべきか。	現在、アグリビジネス支援課は、新しく配置された18名の職員の執務スペース確保の対応に追われているため、専門家執務スペースの整備は流動的です。このため、専門家の業務遂行に最低限必要なオフィス機材(共有プリンター、専門家専用のパソコン等)を「執務スペース整備に要する費用」に含めることを想定しています。 他方、「執務スペース整備に要する費用」には研修・展示会用の資機材は含めません。見積に計上してください。

以上

カウンターパート等のガーナ政府関係者に支払う
諸手当及び日当・宿泊・交通費の取り扱いについて

1. 適用範囲

本規定は、JICA プロジェクトのカウンターパートによる国内出張の旅費に適用する。また、JICA プロジェクトないしは JICA ガーナ事務所(以下 JICA)とローカルコンサルタントとの契約上で、旅費が規定されていない場合は、この規定を適用する。

2. 新支給基準

(1) 諸手当支給基準

旅費の提供以外は、引き続き「ガーナ開発パートナー共通フレームワーク(2007)」の基準に則り禁止とする。

項目	対応方針
給与補填	禁止
ワークショップへの参加費の提供	禁止
役員会、ステアリングコミッティー等への参加費の提供	禁止
講師謝金の提供	禁止
コンサルタントフィーの提供	禁止
旅費の提供	日当・宿泊・交通費支給基準に基づいて支給

(2) 旅費支給基準 (単位：GHS セディ)

①日当・宿泊の支給基準

ガーナ政府の規定、カウンターパート所属機関の内規で定められた金額か、JICA ガーナ事務所の国内旅費規定で定められた下記の金額の内、何れか低い方を支払う。ただし、カウンターパート所属機関の内規が実情と比べて明らかに低い場合は、JICA ガーナ事務所の国内旅費規定を適用する。

JICA プロジェクトは、旅費支給についてはカウンターパート機関と合意を形成するものとする。

項目	日当	宿泊料 (アクラ以外)	宿泊料 (アクラ)
カウンターパート (運転手以外)	35	110	160
カウンターパートの運転手	25	75	80

*JICA が指定したホテルにカウンターパートが宿泊する場合には、カウンターパートに宿泊料を支払わず、宿泊料および朝食代に相当する実費分を JICA がホテルに直接支払うことも可とする。その際、夕食代として日当の 50%相当をカウンターパートに支給する。

*JICA が指定したホテルの宿泊代が上記宿泊費を超える場合、ないしはクマシ、タコラディ、タマレにおいて上記宿泊費で宿泊が困難である場合には一泊ごとに宿泊費調整を行うことができる。

*宿泊費調整を行うにあたっては、事前に JICA の同意を得ることとし、帰任後領収書も持って精算する。宿泊費の調整後の額はホテル宿泊代実費(夕食代を含まない場合)および日当の 50%の合計額とし、上限は 150 セディとする。

*カウンターパート勤務先の州を出る日帰り出張は日当を支給する。ただし、勤務先を午後(昼食後)に出発する場合、または午前(昼食前)に勤務先に到着すると予想される場合、日当は 50%減額する。

*宿泊を伴う出張で勤務先を午後(昼食後)に出発する場合、または宿泊を伴う出張で午前(昼食前)に勤務先に到着すると予想される場合、日当は 50%減額する。

*JICA が昼食の現物支給を充当する場合、日当から 50%減額する。JICA が夕食の現物支給を充当する場合、宿泊料から日当の 50%相当を減額する。

②交通費の支給基準

項目	基準	備考
公共交通機関利用	実費	チケット又は領収書の提出が必要
カウンターパートの私用車もしくは公用車利用	0.46 (1キロあたり)	ガソリン 1 リットル当たりの価格 (2.97 セディ) の 1/8+ タイヤ 4 本分の価格 (1200 セディ) の 1/15000 + 維持管理費として 1 キロあたり 0.01 セディ

ただし、ガソリン 1 リットル当たりの価格に大きな変動があった場合には、新価格を適用して交通費を積算することも可とする。